

久慈市耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月

久 慈 市

目 次

久慈市耐震改修促進計画の概要	1
序 章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
2 耐震化の目標等	5
(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	5
(2) 公共建築物	7
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	9
(1) 役割分担の考え方	9
(2) 市の施策の推進方針	9
2 市が取り組む具体的施策の方向	10
(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	10
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	11
(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	12
(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	13
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	14
第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	16
1 市町村が定める耐震改修促進計画	16
2 関係団体による協議会等の設置	16
(1) 「岩手県耐震改修促進協議会」の設置	16
3 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力	16
【参考資料】	
◎多数の者が利用する建築物	17
◎地域防災に関する地図	18
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	19
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	22
◎建築基準法(抄)	25

久慈市耐震改修促進計画の概要

◎ 計画策定の趣旨

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性の中で、建築物の耐震診断・耐震改修の推進は本市においても取り組むべき重要な課題であること。
- 耐震改修促進法の改正では、市町村の耐震改修促進計画の策定は努力義務とされているが、災害に強いまちづくりを推進する本市としては、耐震対策に係る方針を決定する必要があること。
- 「住宅・建築物耐震改修等事業」の事業を導入するためには、事業用件として、市耐震改修促進計画策定が必要要件として位置づけられていること。
- 以上のことから、計画的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、計画を策定しようとするものである。

◎ 計画の期間

平成20年度～平成27年度

◎ 耐震化率の目標

用 途 等	平成20年度（現状）	平成27年度（目標）
住 宅	65%	70%
多数の者が利用する建築物	75%	100%
うち公営住宅	74%	100%
うち市営住宅	76%	100%
うち定住促進住宅	0%	100%
うち学校	77%	100%
うち市立学校	77%	100%
うち病院	100%	100%
うち市立診療所	100%	100%
うち庁舎	0%	100%
うち市有庁舎等	0%	100%

◎ 耐震診断の目標

用 途 等	目 標
住宅	平成21年度までに150戸、平成22年度から平成27年度までに180戸、合計330戸で実施
多数の者が利用する建築物	平成27年度までに、現在未実施の17棟で実施
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎等)	平成27年度までに、旧耐震基準の建築物の耐震診断率を100%とする。

◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○役割分担

所有者等・・・・・・・・・・第一に耐震化に取り組む

市・・・・・・・・・・所有者等への働きかけ、所有者等の取組みの支援、市有施設の耐震化の率先実施

県・・・・・・・・・・市町村の取組みの支援、住民・市町村等への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施

建築関係団体・・・・普及・啓発や相談対応

○市の施策

【方針1】市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

市立学校、市有庁舎、市有各施設の耐震化等

【方針2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修支援等

【方針3】技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

県の行う耐震診断士認定制度、耐震改修事業者の育成・情報提供への協力等

【方針4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

耐震対策推進に向けた組織づくり、住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発等

【方針5】地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

震災時の拠点となる建築物の機能確保、緊急輸送道路の確保、ブロック塀等の安全対策等

◎ 耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○県が設置する関係団体による協議会等への参加・協力

「岩手県耐震改修促進協議会」・・・・・・県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進

1 計画策定の趣旨

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
また、近年、平成16年10月新潟県中越地震、平成17年3月福岡県西方沖地震、平成19年7月新潟県中越地震など大地震が発生、更に平成20年6月14日岩手・宮城内陸地震、同年7月24日岩手県沿岸北部を震源とする地震が頻発しており、全国のいつどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられます。
本市の関連でも、上記平成20年7月24日岩手県沿岸北部を震源とする地震が発生しており、今後同震源での地震や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、宮城県沖地震の発生の切迫性が指摘されており、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は、本市においても取り組むべき重要な課題です。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」が平成17年11月7日改正され、平成18年1月26日から施行されたことに伴い、「都道府県耐震改修促進計画」の策定が義務付けられ、岩手県では平成19年1月に岩手県耐震改修促進計画を策定しております。なお、市町村には策定の努力義務が課せられました。
- 以上のことから、市では、計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に、「久慈市耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第5条に基づいて策定しており、本市の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- なお、この計画は、喫緊の課題である「建築物の耐震化」の対策を主眼にしていますが、本市の地震防災対策の基本は「久慈市地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても「久慈市地域防災計画」に反映させていくこととします。
- 本計画は、定期的に計画の進捗状況を検証し、社会経済状況等の変化に応じて必要な見直しを実施することとします。

3 計画の期間

平成20年度から平成27年度までの8年間

※ 凡例・用語

久慈市耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村(建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村を除く)については当該市町村長、その他の市町村については知事。(盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事)
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第2条第2項に規定する規模以上の建築物 (建築物の用途に応じて、階数3以上かつ1,000㎡以上等。17ページ参照)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工する(した)建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物

※ 建築物の区分

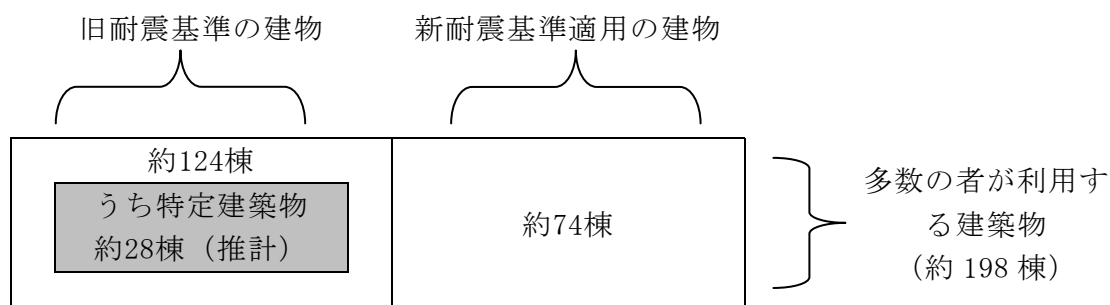
○住宅

住宅	旧耐震基準適用の建築物		新耐震基準適用の建築物
	改善無し	改善済み	
木造	約6,032戸	約3,128戸	約7,740戸
非木造	約58戸	約182戸	約160戸

} 全住宅戸数
(約17,300戸)

※数値は平成20年度

○多数の者が利用する建築物



※数値は平成20年度

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、平成20年1月から10年以内では60%程度、30年以内では99%となっています。岩手県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においても沿岸14市町村を中心として、地震防災対策推進地域に指定され、本市も含まれています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 岩手県地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、最大で5,313棟(北上低地西縁断層群北部地震 マグニチュード7.4想定)と想定されています。

2 耐震化の目標等

(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

①耐震化の現状(平成20年度)

住 宅

総数約17,300戸のうち約11,210戸(約65%)が耐震性有りと推計されています。

多数の者が利用する建築物

総数約198棟のうち約148棟(約75%)が耐震性有りと推計されています。

②耐震化の目標(平成27年度)

住 宅

耐震化率を70%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物

耐震化率を100%とすることを目標とします。

③耐震診断の目標

住 宅

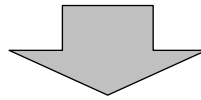
平成21年度までに150戸、平成22年度から平成27年度までにさらに180戸の耐震診断が実施され、旧耐震基準による木造住宅の約0.5割にあたる330戸において耐震診断が行われることを目標とします。

多数の者が利用する建築物

旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のもののうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、平成27年度までに17棟において耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成20年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による建築物 B	新耐震基準 による建築物		耐震化率 E
			耐震性有り C	新耐震基準 による建築物 D	
住宅	17,300	9,400	3,310	7,900	65%
多数の者が利用する建築物	198	124	74	74	75%



用途等	平成27年度(目標)					
	総数 F	旧耐震基準 による建築物 G	新耐震基準 による建築物		耐震化率 K	
			現状で耐 震性有り H	平成27年 度までに 改修 I		
住宅	17,900	9,072	3,229	420	8,828	70%
多数の者が利用する建築物	198	124	74	50	74	100%

※単位：戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件
(住宅を除く)

小学校、中学校(200㎡以上全て含む)	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上かつ1,000㎡以上

※耐震化率： $E = (C + D) / A$ 、 $K = (H + I + J) / F$

(2) 公共建築物

①耐震化の現状(平成20年度)

公営住宅

91棟のうち67棟(74%)が耐震性有りとして推計されています。

このうち市営住宅については、88棟のうち67棟(76%)が耐震性有りとして推計されています。

学 校

95棟のうち73棟(77%)が耐震性有りとして推計されています。

病 院

市立診療所1棟は耐震性有りとして推計されています。

庁舎及び各施設

11棟のうち7棟(64%)が耐震性有りとして推計されています。

このうち庁舎・支所庁舎については、4棟のうち0棟(0%)が耐震性未定となっています。

②耐震化の目標(平成27年度)

公営住宅

耐震化率を100%とすることを目標とします。

このうち市営住宅については、耐震化率100%とすることを目標とします。

学 校

耐震化率を100%とすることを目標とします。

病 院

市立診療所については、耐震化率100%を維持することを目標とします。

庁舎及び各施設

耐震化率を100%とすることを目標とします。

このうち庁舎・支所庁舎については、耐震化率を100%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(平成20年度)

公営住宅

旧耐震基準の71棟中66棟(93%)の耐震診断を実施しました。

このうち市営住宅については、旧耐震基準の68棟中65棟(96%)の耐震診断を実施しました。

学 校

旧耐震基準の49棟中35棟(71%)の耐震診断を実施しました。

病 院

市立診療所1棟については、新耐震基準です。

庁舎及び各施設

旧耐震基準の4棟全ての耐震診断が未実施です。その他の7棟は、新耐震基準です。

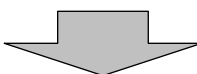
このうち庁舎・支所庁舎については、旧耐震基準の4棟全ての耐震診断が未実施です。(0%)

④耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成27年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等	平成20年度(現状)							
	総数	旧耐震基準による建築物	耐震診断済	診断率 C/B	耐震性有り(補強済含)	新耐震基準による建築物	耐震性有りの建築物(推計値)	耐震化率 (推計値)
公営住宅	91	71	66	93%	47	20	67	74%
特定建築物	1	0	0	0%	0	1	1	100%
他の市営住宅	87	68	65	96%	47	19	66	76%
定住促進住宅	3	3	1	33%	0	0	0	0%
学校	95	49	35	71%	27	46	73	77%
特定建築物	35	25	17	68%	13	10	23	66%
他の市立学校	60	24	18	75%	14	36	50	83%
病院	1	0	0	0%	0	1	1	100%
特定建築物	0	0	0	0%	0	0	0	0%
うち市立診療所	1	0	0	0%	0	1	1	100%
庁舎	4	4	0	0%	0	0	0	0%
特定建築物	3	3	0	0%	0	0	0	0%
他の庁舎	1	1	0	0%	0	0	0	0%



用途等	平成27年度(目標)						
	総数	旧耐震基準による建築物	耐震化		新耐震基準による建築物	耐震化率	
			現状で耐震性有り	平成27年度までに耐震化			
H	I	J	K	L	M		
公営住宅	91	71	47	24	20	100%	
特定建築物	1	0	0	0	1	100%	
他の市営住宅	87	68	47	21	19	100%	
定住促進住宅	3	3	0	3	0	100%	
学校	95	49	27	22	46	100%	
特定建築物	35	25	13	12	10	100%	
他の市立学校	60	24	14	10	36	100%	
病院	1	0	0	0	1	100%	
特定建築物	0	0	0	0	0	0%	
うち市立診療所	1	0	0	0	1	100%	
庁舎	4	4	0	4	0	100%	
特定建築物	3	3	0	3	0	100%	
他の庁舎	1	1	0	1	0	100%	

※単位：棟

※規模要件

小学校、中学校(200㎡以上全てｶｯﾄ)	階数2以上かつ1,000㎡以上
公営住宅(全てｶｯﾄ)	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上

※耐震化率： $G = F / A$ 、 $M = (J + K + L) / H$

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

- ・住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割（岩手県耐震改修促進計画より抜粋）

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組みが円滑に進むよう支援します。
- ・耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等が必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・県有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、県有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組めます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

③市の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・市所有施設が防災対策上重要な位置づけにあることから、市所有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組めます。

④建築関係団体の役割

- ・建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 市の施策の推進方針

市内では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等により、震度5弱以上の強い揺れが発生する地域が全市内に及ぶことが想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、市内全域を耐震対策に取り組むべき地域と考え、以下の5つの基本方針で施策を推進します。

【方針1】

市有施設の耐震診断・改修の率先実施等

- ・市有施設は、率先して耐震診断・耐震改修に取り組めます。

【方針2】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・市では、平成18年度に「木造住宅耐震診断事業」を創設するなど、まず市民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進します。
- ・今後は、さらに広範に、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震診断を促進し、市民が接する機会の多い建築物についての耐震性能を知り得る環境を整備します。
- ・木造住宅の耐震改修工事助成事業を平成20年度に創設しており、これまでの耐震診断実績を踏まえながら、更に耐震改修を行いやすい環境を整備促進します。

【方針3】

技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震診断・耐震改修の技術水準の平準化のため、県が行う環境整備に協力します。
- ・木造住宅耐震診断事業や幅広い用途の建築物の耐震診断への対応、耐震診断士の技術的水準の維持・向上のための県が行う事業等に協力します。
- ・耐震改修においては、安心して耐震改修を受けられるよう、情報提供や優良な業者の育成に努めます。

【方針4】

耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織との連携による普及・啓発

- ・県、市町村に加え、建築関係団体とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるような環境を整備します。
- ・住民や所有者に対して、まち全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援を行います。

【方針5】

地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベータの閉じこめ防止対策等を講じます。

2 市が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針5】に基づき、次のような施策に取り組めます。

【方針1】

(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

①市有施設の耐震診断・耐震改修

- ・市有施設のうち、学校、庁舎、公民館・消防庁舎など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、率先して耐震診断や耐震改修を進めます。

学校……………特に体育館等が災害時の避難場所として指定されている場合が多くなっています。このため、耐震診断を実施していない学校の耐震診断を促進するとともに、耐震化が十分でない診断された学校については、耐震改修や建替えを実施することにより、すべての市立学校の耐震化を図ることとします。

病院……………地域災害時の負傷者などへの対応が求められることから民間病院の耐震診断や耐震改修を促進するための啓発や国等の助成制度の情報提供等に努めます。

庁舎……………市庁舎、総合支所、各支所とも、災害時の拠点施設として重要な役割を担います。このため、耐震診断の結果や今後の改築計画を考慮しながら、耐震改修を行うなど、災害時の拠点機能確保を図ることとします。

- ・市営住宅については、旧耐震基準に適合していない住宅の耐震診断を実施し、耐震化を図ります。なお、入居者の生活の基本の場になるものであることから、今後とも適切な維持管理に努めます。

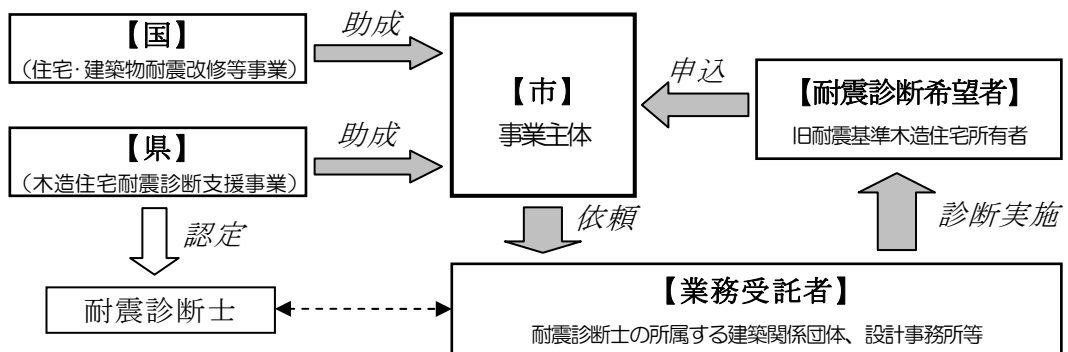
【方針2】

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

①木造住宅耐震診断支援事業【重点項目】

- ・市が事業主体となり、国・県の助成を受けて、旧耐震基準による木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し耐震診断を行います。

<イメージ>



- ・木造住宅の耐震診断は、平成18年度から平成21年度までの計画戸数を150戸として推進します。
- ・平成27年度までに、旧耐震基準による木造住宅の約0.5割にあたる330戸において耐震診断が行われるよう、さらに木造住宅耐震診断の支援を推進します。

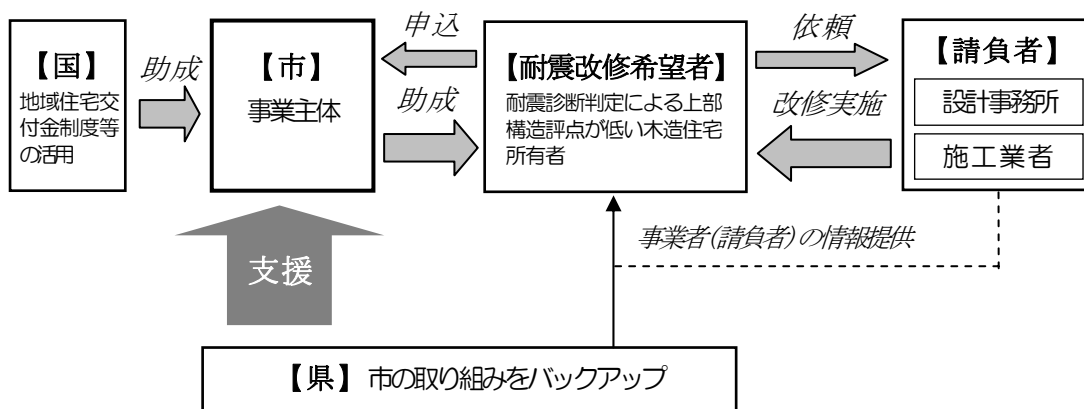
<実績及び計画戸数>

H18(実績)	H19(実績)	H20～H21(計画)	H22～H27(計画)
40戸	50戸	60戸	180戸
累計	90戸	150戸	330戸

②木造住宅の耐震改修工事への支援【重点項目】

- ・耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に行う耐震設計や耐震改修工事への補助金助成を行ないます。

<イメージ>



③リフォーム事業にあわせた耐震改修の促進

- ・平成17年度に「住宅リフォーム奨励事業」を創設し、バリアフリー化や水廻り整備等のリフォーム費用への助成を行っているが、耐震化工事についても対象となることから、今後も住民へ啓発するとともに耐震化を推進します。

④非木造・非住宅用途建築物の耐震診断の支援

- ・旧耐震基準の非木造・非住宅用途建築物の耐震診断への取り組みを支援します。

⑤耐震化促進体制の推進

- ・県からの情報の受信や指導、支援等を受け、制度づくりや計画策定などを進め、耐震化促進に努めます。
- ・県の実施する公共建築技術連絡会議に参加し、公共建築物整備や耐震改修等に関する情報の共有化を図ります。

【方針3】

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①耐震診断士認定制度の活用

- ・県が平成17年度に創設した「木造住宅耐震診断士認定制度」で誕生した耐震診断士を活用し、木造住宅の耐震診断を推進します。さらに県と協力して耐震診断士の育成に努めます。また、積極的に市の建築技術職員を派遣し、木造住宅耐震診断士の取得に努めます。

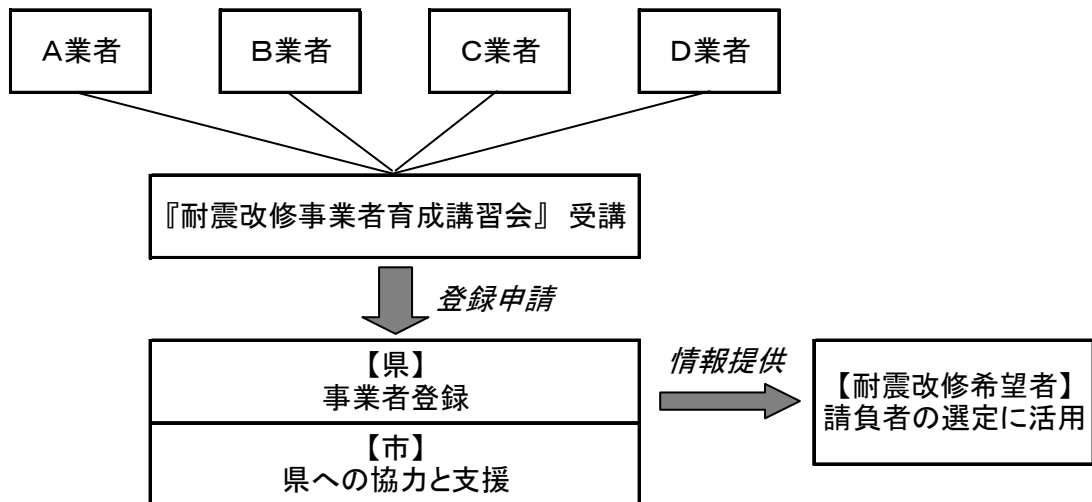
②技術普及講習会の開催

- ・県が耐震診断士を対象とした診断の技術水準の維持・向上を目的に行う「耐震診断・耐震改修技術普及講習会」の開催について協力して実施する。

③耐震改修事業者の育成・情報提供【重点項目】

- ・県が実施する耐震改修の技術を有する事業者（「いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度」）を育成するための、耐震改修技術向上の講習会や耐震に関する情報の提供に協力します。

<イメージ>



④耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

- ・市担当を情報提供窓口とし、県の常設する耐震診断や耐震改修の総合情報提供窓口を通して、市民や耐震改修事業者等に情報提供や紹介を行います。

<県の行う具体的取組例>

- ◇住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介
- ◇耐震改修方法等についての定期的な相談
- ◇耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供
- ◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

なお、これらの情報は県の各種のホームページや市のホームページ等も活用して情報提供を行います。

⑤リフォーム相談員制度への協力

- ・県が、平成17年度から進めている「高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度」の推進に協力すると共に、今後は高齢者向け住宅以外の建築物についても、リフォームにあわせた耐震改修の的確なアドバイスができる「リフォーム総合相談員」制度拡充に市の立場から協力します。

【方針4】

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

- ・県の行う市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに協力し、普及・啓発を行います(第3章再掲)。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・県と一緒に耐震診断や耐震改修の重要性を紹介する最新情報のパンフレットなどを、全戸配布を行う等住民、所有者及び利用者に効果的啓発をします。
- ・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。

<具体的取組例>

- ◇行政職員や専門家を「耐震アドバイザー」とし、各地の自主防災組織会合や各種会合の機会に出前講座トークの実施による普及啓発
 - ◇耐震改修事例集を作成し、技術者のさまざまな発想やアイデアの蓄積を図るとともに住民に対する耐震化イメージの伝達ツールとしての活用
 - ◇学校教育との連携による、専門家による耐震対策の特別授業の実施
 - ◇防災塾（防災講座）を開催し、地域住民の防災リーダーとなる人材育成を通じて、地域における取組みの啓発
- ・住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による市全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図（地震防災マップ）の、住民へ周知を図ります。また、当市の「地震防災マップ」を作成します。（この地震防災マップは今後実情に応じてバージョンアップや精度、確度を上げていくこととします。）

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、まちづくりによる抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。
- ＜具体的取組例＞
- ◇専門家との協力による地域「危険箇所」さがし
 - ◇専門家も交えた先進事例の勉強会

【方針5】

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

- ・震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

- ・災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に加えて、別に定める「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

- ・地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、県と市が協力して巡回する等による危険箇所の把握を実施します。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を県と一緒に進めます。

④窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

- ・地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。
- ・市有建築物を調査して明らかとなった窓ガラス落下の危険性のある建築物、天井崩落の危険性のある建築物、外壁等の落下の恐れがある建築物については、改修に努めてきたところですが、今後とも、定期的に状況をフォローアップし、改修を進めます。

⑤安全なエレベータ対策の推進

- ・地震によりエレベータが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事故が発生していることから、エレベータの安全対策を推進します。
また、通常使用時におけるエレベータ事故も発生していることから、メンテナンスを適切に行うよう、市有建築物の指導徹底に努めます。
- ・地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し、最寄階に停止し、ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発等を推進します。
- ・エレベータの点検に当たっては、施設管理者等の不具合情報を確認しながら行うことを徹底するなど、施設管理者と検査担当者が協力しながら、的確な点検が行われるよう努めます。

第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律において「市町村は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とされており、当市においても地震発生の切迫性、耐震対策の状況から、計画を策定し、震災に強いまちづくりに努めます。

2 関係団体による協議会等の設置

耐震改修促進計画は、県や市だけではなく、それぞれの関係者が協力しながら推進する必要があるため、県の設置する計画推進のための協議会等に参加します。

(1) 「岩手県耐震改修促進協議会」の設置〔重点項目〕

県では、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会を設置し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図るとしており、当市としてもこの協議会に積極的に参加し、震災に強いまちづくりに努めます。

＜岩手県耐震改修促進協議会のイメージ＞

◇協議会の構成イメージ

- ・ 県
- ・ 市町村
- ・ 財団法人岩手県建築住宅センター
- ・ 住宅金融公庫(平成19年4月から独立行政法人住宅金融支援機構)
- ・ 建築、不動産関係団体等

◇活動イメージ

- ・ 耐震診断促進月間の設定
例) 防災月間の取組み等との連携
- ・ 協議会としての普及・啓発活動
例) 住民や建築物所有者に対する普及啓発
耐震診断、耐震改修に関する技術力向上・技術者の育成
住民に対する耐震診断の動機付けの取組み
耐震診断、耐震改修に関する相談対応
- ・ 耐震診断促進のための即地的活動
例) 個別訪問の実施

また、広域(地方)振興局等の単位で設置している岩手県安全安心推進協議会の地域ブロック協議会等を活用し、各地域においても計画を推進します。

3 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

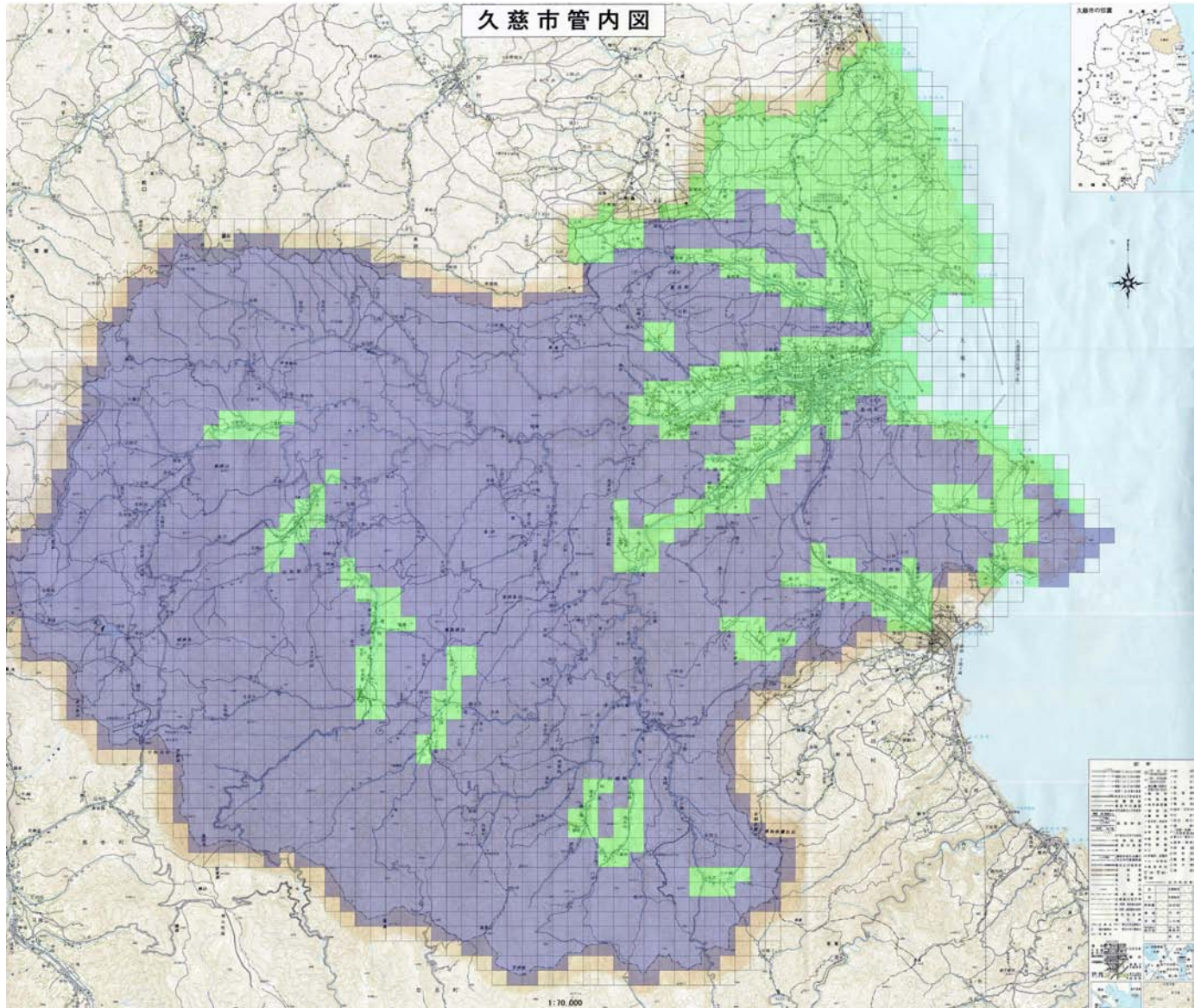
耐震改修促進法において、所管行政庁である知事は、特定建築物(17ページ参照)の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは特定建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うことができるとされています。民間建築物の指導は防災週間等と一緒にを行う場合が多いことから、当市ではこの指導や普及啓発活動に協力し、震災に強いまちづくりに努めます。

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施行令第2条関係)

用途		規模要件	指示対象となる規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上

地域防災に関する地図

地震予想分布図



※ 地図データ

国土地理院「久慈市管内図」

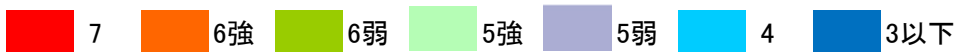
※ 想定震度

岩手県耐震促進計画(平成19年1月 岩手県) P24

震度の予想結果図(想定:三陸沖北部の地震)

中央防災会議「日本海溝・千島開口周辺海溝型地震に関する専門調査会」より抜粋

※ 色分け(震度)



縮尺1/70,000(500mメッシュ)

久慈市建設部建築住宅課

改正 平成8年3月31日法律第21号
平成9年3月31日法律第26号
平成11年12月22日法律第160号
平成17年7月6日法律第82号
平成17年11月7日法律第120号
平成18年6月2日法律第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

- 第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
 - 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
（指導及び助言並びに指示等）
- 第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行)

附 則 (平成17年11月7日法律第120号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行)

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成7年12月22日政令第429号

改正 平成8年3月31日政令第87号
平成9年8月29日政令第274号
平成11年1月13日政令第5号
平成11年10月1日政令第312号
平成11年11月10日政令第352号
平成16年6月23日政令第210号
平成18年1月25日政令第8号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が1万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又

は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

五 マッチ 300マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第8号に掲げるものを除く。) 2万立方メートル

七 圧縮ガス 20万立方メートル

八 液化ガス 2000トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 20トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 200トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 12メートル以下の場合 6メートル

二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

- 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
 - 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの
（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

附 則（平成18年1月25日政令第8号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

お問い合わせ先 **久慈市 建設部 建築住宅課**
〒028-8030
岩手県久慈市川崎町 1 - 1
TEL : 0194-52-2111 (代表)
TEL : 0194-52-2120 (直通)